

答 申 書

(答申第33号)

令和6年11月18日

福井市情報公開審査会

答 申

(第33号)

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和6年7月23日付け財第94号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定処分について、これを取り消し、本件公文書の全部開示をすることの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会（以下「審査会」という。）で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関は、「福井市一般会計決算の令和5年度実質収支と実質単年度収支がわかるもの」を不開示とした理由について、福井市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に該当するためとしている。同号は、「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

実質収支について、一般会計決算については、会計管理者の決算調製・監査委員の審査・議会での認定、この全部が終わるまで開示できないとのことである。

しかし、会計管理者が市長に属する機関であるのに対し、監査委員と議会は別の実施機関であるため、会計管理者が決算を調製した時点で意思決定は完了していると考えられる。よって、当該情報は意思形成過程情報に該当せず、開示すべきであると考えられる。

また、もし意思形成過程情報に該当するとしても、開示することによる「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」について具体的明示がなく、不開示理由として不足である。

第3 実施機関の説明の要旨

1 事実関係の経過について

- (1) 令和6年7月9日、審査請求人は条例第5条第1項の規定に基づき、福井市長に対し本件公文書の情報公開請求を行った。
- (2) 令和6年7月23日、福井市長は本件公文書が条例第7条第4号に規定する不開示情報（意思形成過程情報）を含むものとして、同日付け財第94号により公文書不開示決定を行った。
- (3) 令和6年7月29日、審査請求人は本件公文書に係る(2)の公文書不開示決定を不服として、条例第17条の2の規定に基づき、福井市長に対し審査請求書を提出した。
- (4) 令和6年9月2日、福井市長は(2)の公文書不開示決定を取り消し、全部開示決定を行った。

2 不開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 決算について、地方自治法の規定により、市長は会計管理者が調製する「決算」及び歳入歳出決算事項別明細書などの「政令で定める書類」を監査委員の審査に付し、審査後、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならない。また、認定に付す際は、「政令で定める書類」を併せて提出しなければならない。
- (2) 実質収支とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたもので、実質的な黒字・赤字の額をいうものである。それが記載された文書としては、「実質収支に関する調書」があり、「政令で定める書類」として「決算」とともに監査委員の審査に付され、審査後に「決算」と併せて議会に提出されるものである。
- (3) 実質単年度収支とは、実質収支の当該年度分から前年度分を差し引いた単年度収支から実質的な黒字要素を加えて、赤字要素を差し引いたものであり、実質収支を基に計算されるものである。なお、「政令で定める書類」には含まれない。
- (4) 以上のとおり、実質収支は、「決算」と一体的に監査委員の審査に付され、審査後に「決算」と併せて議会に提出されるものであり、本件においては、監査委員の審査中及び議会の認定前の段階であったことから、決算に係る事務事業自体はまだ完了していなかったと考える。

このことから、審査請求人は、開示請求の時点で実質収支・実質単年度収支は確定していると主張しているが、事務事業全体が未完である以上、最終的な意思決定は完了しておらず、意思形成過程情報にあたると思う。

- (5) そして、監査委員の決算審査過程において、決算の資料に修正が入る場合が多々あるため、未確定の数字を公にし、市民に無用の混乱や誤解を与えるおそれがあるため、本件公文書は、条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当すると判断したものである。

第4 審査会の判断

1 判断の理由について

本件審査請求の趣旨は、福井市長が令和6年7月23日付けで審査請求人に対して行った公文書の不開示決定処分を取り消し、公文書の全部開示を求めるものである。

しかし、本件公文書は、福井市長が令和6年9月2日付けで当初不開示決定処分を取り消し、全部開示決定処分を行っている。

よって、本件審査請求は、既にその利益が失われているため不適法である。

2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるから第1のとおり判断する。

3 付言

なお、実施機関の今後の対応について、次のとおり付言する。

本件不開示決定の時点で公文書の特定がされていないことが認められる。開示請求の手続きに際し、開示請求者の求める公文書の特定については、開示請求時における確認など十分なコミュニケーションを取って認識の違いが生じないように努められたい。

また、開示の時期についても、条例の趣旨に則って適切に判断すべきであり、意思形成過程情報であっても混乱のおそれがない場合は、できるだけ早期に必要な情報を開示していくことが必要である。

令和6年11月18日

福井市情報公開審査会

会長 紅谷崇文

【審査会の経過】

年月日	審査の経過
令和6年 8月23日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和6年 9月30日	第1回目審査会 （審査請求人意見陳述、実施機関意見聴取、審議）
令和6年11月18日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏名	現職	備考
紅谷 崇文	弁護士	会長
池田 岳史	福井工業大学教授	会長職務代理者
岩本 好文	行政経験者	
島川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
坪川 貞子	社会保険労務士	